

## 「研究指定校・研究物発刊団体等」の助成申請手続きについて

### 1. 申請条件

- (1) 全県規模の研究開催校として、「研究指定団体等」の指定を受けた該当校及び全県的に研究物を発刊する団体活動等を対象とする。
- (2) 研究指定団体は、次の団体とする。
  - ① 県教育委員会及び市教育委員会
  - ② 県小学校長会及び県中学校長会
  - ③ 県高等学校長協会
  - ④ 特別支援学校長会
  - ⑤ 幼稚園長会
  - ⑥ 県小教育研究会及び県中学校教育研究会
  - ⑦ 県高等学校教育研究会
  - ⑧ 特別支援学校教育研究会
  - ⑨ その他の団体は個別に審査
- (3) 本助成は、複数年に渡る事業であっても期間内1回限りとする。

### 2. 助成申請の方法

- (1) 「普通事業助成申請書（研究指定校・研究物発刊団体等）」で申請する。
- (2) 申請時にあたって、次の関係書類を添付する。
  - ① 指定された研究内容や研究発表会開催等が分かる資料
  - ② 指定する研究団体の組織及び役割が分かる資料
  - ③ 指定研究推進にかかわる予算（活動経費）が分かる資料
  - ④ 振込先通帳表紙裏面のコピー（口座名義がカナで記載されている箇所）

### 3. 申請書の提出期限

\* 毎年10月31日までに申請する。（当日の消印有効）

### 4. 助成額等の決定

- (1) 助成額は7万円を上限とし、締め切り後に申請書の内容を勘案して決定する。
- (2) 助成決定通知は、毎年11月中旬をめぐりに申請団体へ通知し、指定口座に送金する。

### 5. 完了報告書の提出

- (1) 「普通事業助成完了報告書（研究指定校・研究物発刊団体等）」により報告する。
- (2) 完了報告書は、毎年度末日までに提出する。（提出できない場合は、事前に連絡）
- (3) 完了報告書の提出にあたって、次の関係書類を添付する。
  - ① 事業案内、要項等
  - ② 事業報告書
  - ③ 事業にかかわる収支報告書（収入及び支出の備考欄に「財団助成」を明記）